

中小企業の知的財産取引の 適正化に向けて

～2025 年の法改正も踏まえて～



特許庁 総務部 知的財産研究官 松下 達也

要 約

中小企業の知的財産取引の適正化にも関連する「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が2025年5月に成立した。これを一つの契機として、その改正内容の紹介とともに、独占禁止法の優越的地位の濫用規制を含めた、知的財産取引の適正化に関する施策動向を中小企業政策及び知的財産政策の両面から整理する。法改正の検討の過程において知的財産取引については、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、その調査結果を踏まえ、「独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しつなげる」とされている。本稿では、知的財産政策の視点から、知的財産適正化対策の意義と今後の目指すべき方向性について検討する。

目次

1. はじめに
2. 中小企業の知的財産取引に関する主な法令について
 2. 1 独占禁止法（優越的地位の濫用）
 2. 2 下請法（改正後：製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）
 2. 3 下請中小企業振興法（改正後：受託中小企業振興法）
 2. 4 2025 年法改正について
3. 知的財産政策の中での知的財産取引適正化
 3. 1 知的財産取引適正化関連事例と関連する主な知財法制度
 3. 2 知的財産推進計画における取り扱い
 3. 3 特許庁等知財関係者の取組み
4. 今後の検討に向けて
 4. 1 知財政策からみた知的財産取引適正化
 4. 2 知財関係者における今後の検討事項
5. おわりに

1. はじめに

2025年5月16日に、国会で「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が成立し、2026年1月1日から施行される予定である。両法は、独占禁止法の優越的地位の濫用規制とともに、中小企業の知的財産取引の適正化との関連が特に深い法律でもある。ここでいう取引の適正化とは、第三者が保有する技術やアイデアなどの知的財産を含む商品を大手企業が中小企業に発注したが、その際知財の利用などの支払いがなされない事例への対応などを指している。

本稿では、中小企業を念頭において知的財産取引適正化に関連する法改正など最近の動向を紹介しつつ、知的財産政策からみた意義や目指すべき今後の方向性について検討する。

なお、今般の法改正により、法律名の変更や用語変更（「下請事業者」→「中小受託事業者」等）がなされたが、本稿では、執筆時点では適用されている法令用語や条文を原則として使用している。

2. 中小企業の知的財産取引に関する主な法令について

最初に、中小企業の知的財産取引に行政が関与する3つの法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下本文では「独禁法」という。）、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）及び下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）について、その概要及び知的財産取引との関係を整理する。

2. 1 独占禁止法（優越的地位の濫用）

（1）法制度等の概要

日本の独禁法において、数多くの法執行がなされた分野が、「優越的地位の濫用」（独禁法2条9項5号・6号）である。取引上の地位が取引の相手方に優越していることを理由として、取引の相手方に対して不当に不利益を与えることをいい、事業者の市場占有率が高くない場合でも（相対的に）強い地位に立つ者の間接的競争を阻害する行為の規制（又は取引相手方から搾取する行為の規制）として不公正な取引方法の規制の一翼を担っている。優越的地位の濫用規制は、フリーランス、プラットフォーマー規制など社会的諸問題の処方箋としても活用されている⁽¹⁾など我が国独自の発展を遂げている。

違反行為が行われた場合には、公正取引委員会（以下「公取委」という。）から事業者に対し指導や勧告といった行政指導がなされるほか、排除措置命令（同20条）や課徴金納付命令（同20条の6）という行政処分の対象となる。また、TPP11への加盟に伴う2016年の法改正により、独禁法違反の疑いについて、公取委と被事業者との間の合意により自主的に解決する制度として確約手続（同第48条の2から第48条の5）が導入された。違反被疑行為について確約手続が認定された場合には、排除措置命令・課徴金納付命令はなされないものの、確約計画の中に取引先に提供させた金銭的価値の回復措置が盛り込まれるケースがあり、課徴金では実現しない被害事業者の金銭的損害回復などの原状回復措置や不利益補償措置が講じられることがあり、これは知的財産関連事件においても救済の幅が広がる可能性を秘めている。

なお、優越的地位の濫用のエンフォースメントに関する独自の取り組みとして、公取委は2009年に「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、関連情報に接した時は早期調査、早期解決に務めることとし、2024年度には3件の警告及び67件の注意を行うといった一定の成果につながっている。

下請法と比較すると、優越的地位の濫用規制は違法対象となる事業者（親会社と下請会社の下請取引に限らない）及び取引（行為）の範囲が広く、また、一回目の認定から課徴金が付課され得るなど制裁が重い（下請法違反行為は勧告などの行政指導のみ）ため、広範な違法行為の未然防止につながりやすいといった利点を有する。

しかし、「優越的地位の認定⁽²⁾」や「正常な商慣習に照らして不当か否か」といった各法律要件を個別に立証するハードルは高く、認定までに期間も要することから、実際に法執行による迅速な救済が可能かとの課題も残る。

（2）知的財産取引適正化との関係

知的財産関連の独禁法の法適用に関しては、標準必須特許問題を含む技術を中心とした「知的財産の利用に関する独占禁止法の指針」がある。また、これまで知財が関与する実際の事件をみると、優越的な立場を悪用した事件もあるが、違法行為類型として優越的地位の濫用が適用された事例はなく、知的財産取引適正化を正面から取り扱った事件は発見できなかった。

しかしながら、知的財産取引適正化に関しては、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（公取委2017.6.16改正）（以下「優越ガイドライン」という。）」の中で、2条5項9号ロの「その他経済上の利益の要請」の中に、「特許権等の知的財産権」が含まれること、違反の想定例として「取引に伴い、取引の相手方に著作権、特許権等の権利が発生・帰属する場合に、これらの権利が自己との取引の過程で得られたことを理由に、一方的に、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該権利を自己に譲渡されること。」が明記されている。また、「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（公取委2017.6.16改正）」においても、情報成果物の権利（著作権など）の譲渡の強制や委託取引の趣旨に反しない受託者の二次利用の制限など独禁法上問題となるケースが具体的に記載されており、優越的地位の濫用規制が知的財産取引適正化にも適用可能であることがわかる。

また、本稿の主対象ではないがスタートアップガイドライン（スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針）の中で、独占禁止法の違反となり得るケースとしてあげられている記述をみると、「優越的地位の濫用行為として問題のおそれがある」との整理がなされている行為がほとんどであり、スタートアップ保護には優越的地位の濫用が規制の根拠条文の柱となることがわかる。想定事例の中には、知的財産制度との直接的に関連する、「営業秘密の開示」、「知的財産権の一方的帰属」、「ライセンスの無償提供」、「特許出願の制限」といった内容も取り扱われている。

なお、これまでの優越的な地位の濫用行為が適用された事件をみると、1の事業者が複数の事業者に対して並行して行った行為であることが多い⁽³⁾。しかし、知的財産取引適正化関係の事件を想定すると1対1の取引構造となるケースが多いことが想定される。そのため、知財に関する疑義事案が発生した場合には相対的弱者となる1の事業者が公取委に相談や申告する必要があるが、相談企業名が事実上特定され得るため、その後の取引関係を考えると、知財分野は実際に事件化することは通常より難しい分野なのではないか⁽⁴⁾との懸念は残る。

2. 2 下請法（改正後：製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）

（1）法制度等の概要

下請法は、下請取引が公正に行われることを通じ、発注者（親事業者）に比べて立場の弱い、下請事業者の利益を保護するための法律である。独禁法の優越的地位の濫用の補完法と位置づけられている。優越的地位にあたるか否かは資本金（改正後は従業員数も採用）を用いて形式的に判断するとともに、違法行為の類型を具体的に定めた上で、それらに該当する行為は原則として濫用行為と認定することにより、下請事業者の利益を迅速かつ効果的に確保できるような法体系となっている⁽⁵⁾。

適用対象となる取引は、4種類（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託：法改正後は運送委託を含む5種類）であり、取引当事者である親事業者・下請事業者（法改正後は委託事業者・中小受託事業者）は、取引の種類毎に中小企業基本法なども参考に資本金（及び改正後は従業員数）をベースとして定義されている（下請法2条8項／改正後2条9項）。

親事業者には、代金についての義務（支払期日を定める・遅延利息を支払う）、取引に関する書面・書類についての明示・保存義務（同3条・5条／改正後4条・7条）があり、受領拒否などの11の禁止行為⁽⁶⁾が明記されている（同4条／改正後5条）。公取委等政府機関による報告徵収や立入検査権限（同9条／改正後12条）があり、虚偽報告や検査妨害には刑事罰としての罰金が科される（同11条・12条／改正後14条・15条）。また、親会社が禁止行為を行っている場合には、禁止行為をとりやめるなどは正措置を講じるよう公取委から勧告が出される（同7条／改正後10条）。勧告のみでは制裁的な側面としてはやや弱いとの印象もあるが、これを補完するのが公表であり、親事業者の社会的な評価などに大きな悪影響を及ぼし得るため抑止効果を果たすこととなる⁽⁷⁾。また、2025年法改正後は違反行為は正後にも再発防止策などの勧告が可能となる。

なお、法執行に関する2024年度の実績をみると、勧告24件、指導8,230件であり、法令がある程度機能していることを示している。その背景として、下請法事件の端緒⁽⁸⁾として極めて重要な機能を果たしていることや、公取委と中小企業庁による定期書面調査の存在がある⁽⁹⁾。特定の下請事業者が公取委に疑義事案を個別に申告することは難しい面があるが、毎年実施される同調査による情報を補完している。

また、相談体制も強化が進んでおり⁽¹⁰⁾、代表的なものとして、公取委の相談窓口では、下請法及び優越的地位の濫用に関する相談に約1.8万件対応し、中小企業庁の下請かけこみ寺では、1.3万件の相談（いずれも2024年度実績）に対応している。さらに、中小企業庁では下請Gメン（取引調査員）を配置し、個社に訪問調査を行うことで実態の把握やガイドラインの修正などにつなげている。

近年は同法の運用強化（下請代金支払遅延法の運用基準（以下「下請法運用基準」という。）の改正など）が進んでいるが、その中で注目される施策が、2020年5月のパートナーシップ構築宣言⁽¹¹⁾である。取引関係の適正化に積極的に取り組むことを経営者名で宣言・公表するものである。知的財産・ノウハウは、取引適正化5項目の一つとして取り扱われ、宣言のひな形（2025年6月版）には「「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられて

いる「基本的な考え方」や「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。」との記述がある。宣言を登録した企業数は、2025年6月時点で約7万社となっており、政府や主要経済団体が親事業者の自主的取組みを勧奨することで、事件発生を未然防止することを目指している。

下請法と独禁法の優越的地位の濫用規制は、重複するケースもあれば、いずれか一方のみが適用されるケースがある。企業の関係性についての単純な例でいえば、親事業者と下請事業者会社の関係にない場合には下請法の適用外となる。また、行為の点からみると、下請法の11の禁止行為は優越的地位の濫用行為が行われる蓋然性が類型的に高いと思われる一定の委託取引を法律上特定していることから、独禁法の優越的地位濫用行為にも該当し得る。下請法では、下請事業者の保護を簡易迅速に図ろうとする観点から、独禁法の場合と異なり当事者間の合意があったか否か等の事情は考慮されない（例：あらかじめ両者で減額の合意があったとしても、発注時の下請代金の額を減じることは下請法では違法となる。）。なお、両法令のいずれも適用できる場合には、公取委の判断に委ねられることとなるが、運用上は、「通常、下請法を適用することとなる」旨の公取委の見解も示されている⁽¹³⁾。

以上も考慮すると、下請法は独禁法に比して、定期書面調査など様々な情報収集制度により事件の発覚が容易であること、立証容易性にすぐれ早期に決着できること（調査開始から原則3ヶ月を目標）、原状回復措置（減額分の返還など）がとられることが多いといった利点がある反面、規制対象が下請取引に限定されているとともに、親事業者に対する制裁が弱いといったデメリットもある。

（2） 知的財産取引適正化との関係

下請法の対象の取引の4類型（法改正後は5類型）の中で、最も知財との関係の深いとされている取引は、情報成果物作成委託（デザインなど創作的な作業）である。また、11の禁止行為の中で特に関連の深いものは、有償ではあるが著しく低い価格での知的財産の譲渡を求める場合に適用され得る「買いたたき」や無償での譲渡を求める場合にも適用可能な「不当な経済上の利益の提供要請」である。受注者が元来保有している、あるいは取引により取得した知的財産権やノウハウを、無償又は低廉な価格で帰属させる行為などがこれらに該当する。

実際、下請法運用基準には、情報成果物作成委託の作成過程時に下請事業者の知的財産が発生する場合において、その譲渡や許諾をさせる際には、法3条に基づき親会社が交付する書面の中に、下請事業者の給付の内容の一部として、「知的財産権の譲渡・許諾の範囲」を明確に記載する必要がある旨記載されており、その点書式例にも例示されている。あわせて、不当な経済上の利益の提供要請に該当する場合として、「知的財産権の無償譲渡の要請」が明記されている。

なお、下請法のよくある質問コーナー⁽¹⁴⁾をみると、「知的財産権の譲渡・許諾の場合には、その対価を下請代金に加える必要があること」、「下請代金の額を下請事業者との十分な協議の上で設定すること」、「一方的に著しく低い対価で取引を要請する場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあること」、「不採用デザインの譲渡を求める場合には、双方でよく話し合いの上、知的財産権に係る譲渡対価を決定する必要があること」が明記されている。

以上から、下請事業者の知的財産を略奪しようとする行為に対しては、下請法で一定の対応が可能であると考えられるが、著作権や意匠権に関する記述が中心となっており、製造委託において新たな発明が生じることはあまり想定されていないようにも見受けられる。また、知的財産の買いたたきの場合には、対価交渉のプロセスが適正であるか否かはチェックできたとしても、その金額が適正か否かの判断（著しく低い対価であるか否かの判断）が難しく法適用の実務への懸念もある。

2. 3 下請中小企業振興法（改正後：受託中小企業振興法）

（1） 法制度等の概要

下請振興法は、下請中小企業を、下請性を脱した独立性のある企業に育てる目的とした支援法・振興法である。全体としてるべき取引に向けた配慮や努力を関係者に求める条文により構成されており、規制法規である独禁法や下請法と異なる法規である。

同法の5つの柱の一つとして、「下請事業者及び親事業者のるべき「振興基準」の策定とそれに定める事項についての指導・助言（振興法3条1項、4条）」が盛り込まれており（改正後は適切な具体的措置をとるべきことの勧奨が追加）、関連事項の報告徴収も可能となっている。このことが、一部規制的な側面も有するとされている。

その中核をなす振興基準をみると、8つの柱で記載されているが、振興的な要素（例：下請事業者の施設または設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項）に加え、下請法違反の未然防止的な要素（例：発注書面の交付またはその他の方法による親事業者の発注分野の明確化及び親事業者の発注方法の改善に関する事項）の両方が含まれている。また、振興基準は近年相次いで改正されているが、その中で知的財産取引は改正の主要な柱の一つとなっている。

なお、法律の残りの4つの柱は、「下請事業者等がその親事業者の協力を得ながら作成し、推進する振興事業計画制度（金融上の支援措置あり）」、「2以上の特定事業者が特定の親事業者への依存状態改善のために作成する特定下請連携事業計画制度」、「下請中小企業の取引機会を創出する事業者の認定制度」及び「下請企業振興協会の充実・強化（取引のあせん、苦情・紛争の相談・調停）」である。下請企業振興協会は、下請かけこみ寺本部として法務大臣から認証を受けたADR（裁判外紛争手続）を提供しており、知的財産取引紛争時も利用可能である。

しかし、振興法であるが故に、独禁法・下請法と比較すると、法律上のエンフォースメントが弱いことがデメリットである。他方で、振興基準を改正することにより、取引の現状を柔軟に反映して問題行為を比較的迅速に追加ができる点はメリットといえよう。

（2）知的財産取引適正化との関係

振興基準の中で、知的財産に関する記述は、2021年に導入された。具体的には「第8 下請取引の機会の創出の促進その他下請中小企業の振興のため必要な事項」の中に、「5. 知的財産の保護及び取引の適正化」が独立して明記されている。具体的には、契約書ひな形の活用の推奨や、知的財産の取扱いに関する書面契約の締結（対価・権利の所在・秘密保持時間の明確化）、知的財産権の譲渡等の適正化（著作人格権の不行使を求めるなどを含む。）などが盛り込まれている。

さらにその具体的な内容は、2020年に公表された「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形」⁽¹⁴⁾となる。これは、公取委による「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査」の実例も参考として作成されたものである。

本法が規制法でないことに加え、2022年改正で振興基準の記載を書き下し形式から知的財産取引ガイドラインを引用する形式としたこともあり、新たな課題が発生した際に弾力的に改正することが可能となっている。その点からも、知的財産取引適正化においても、適応できる行為の範囲は広いと評価し得る。また、法に基づく振興基準の中で「『契約書ひな形』の活用を推奨する」と明記されている点が重要なポイントの一つであり、法に基づく指導・助言と直結することで、ひな形がそのままの形で利用されることが期待できる。なお、2024年には、受注者側の中小企業に、一方的に、紛争解決責任や非侵害保証を押し付けている事例等が確認されたことを踏まえ、知的財産取引ガイドラインの第2章に「5. 第三者との間に生じる知財訴訟等のリスクの転嫁」に関する記述の充実（口答での示唆でもリスクの転嫁行為に該当することなど）が図られた。

2. 4 2025年法改正について

今般の法改正に向けては、2024年7月に公取委と中小企業庁が有識者等から構成される「企業取引研究会」⁽¹⁵⁾を立ち上げて検討が進められた。その中で知的財産・ノウハウの取引適正化についての検討もなされた。その主な論点として、「知的財産権やノウハウを、無償または低廉な価格で発注者側に帰属させる行為は、優越的地位の濫用や下請法における買いたたき、不当な経済上の利益の提供要請として問題になり得るところ、現在のガイドラインで十分な手当はできているか。」があげられた。これに対し、知的財産権やノウハウの無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がないと、事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなるなどの意見が出された。個々の企業間の問題のみならず、我が国のイノベーション全体への悪影響が強調されている点注目される。そ

の結果、検討の方向性として、2019年の公取委による知的財産取引の実態調査から時間も経過しており、また、調査内容も製造業に限られていたことから、「今後、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげることが必要である。」とされた。そのため、知的財産取引適正化については、引き続き議論が継続することとなる。なお、執行にかかる省庁間の連携の在り方に関する論点の中には、「知的財産やノウハウの不当な侵害行為に対応していく上では、特許庁などとの各省連携を深めていくことが効果的」との記載もみられる。

研究会の報告書を受けた法改正⁽¹⁶⁾は、近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要との認識で進められた。主な改正事項は表1のとおりであるが、この他にも、物流分野での買いたたきや代金減額などの事例数の高止まりを踏まえた運送委託の対象取引への追加などがある。さらに、下請という用語が対等な関係でないとの誤解を与えるとともに、サービス業の対象拡大により用語が実態にそぐわないため、下請けという用語を用いない法律名などに変更された。

知的財産取引に影響を及ぼす内容としては、①従業員基準の追加（資本金の減資を行う事業者の増加など下請法逃れの防止）により法適用対象となる知的財産取引が拡大することや、②地方公共団体への責務規定の追加により地方において知的財産取引適正化の意識が浸透すること、があげられる。

表1 2025年下請関連法改正の主な事項

共通	用語変更：親事業者→委託事業者、下請事業者→中小受託事業者
下請法	協議を適切に行わない代金額の決定の禁止 [5条2項4号]
	手形払等の禁止 [5条1項2号]
	従業員基準の追加：従業員300人（製造委託等）[2条1項8項／9項]
下請 振興法	多段階の事業者が連携した取組支援（サプライチェーン支援）[5条]
	地方公共団体における取引適正化対策（責務規定新設）[23条]
	主務大臣の権限強化（勧奨）[4条]

3. 知的財産政策の中での知的財産取引適正化

3. 1 知的財産取引適正化関連事例と関連する主な知財法制度

（1）知的財産取引適正化の関連事例

日本商工会議所の調査⁽¹⁷⁾によれば、8社に1社（約12%）が知的財産への侵害行為を経験したとのデータがある。また、企業取引研究会の資料をみると、「取引先と打合せ、製品の図面まで作成したが、実際に製造する直前で転注されてしまった。図面は承諾なしに他社に渡され、利用料は払われない。知財の契約は交わしてなかった。」という、ノウハウのみを略奪し委託業務を発注しないという極めて悪質な事例も掲載されている。

実際の事例を整理した公取委の調査（2019年：製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書）においては、①秘密保持契約・目的外使用禁止契約なしでの取引を強要される、②営業秘密であるノウハウの開示等を強要される、③ノウハウが含まれる設計図面などを買いたたかれる、④無償の技術指導・試作品製造などを強要される、⑤著しく均衡を失した名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる、⑥出願に干渉される、⑦知的財産の無償譲渡・無償ライセンス等を強要される、⑧知財訴訟のリスクを転嫁される、の8項目に分類されている。また、下請振興法の知的財産取引ガイドラインでは、①契約締結前（取引交渉段階・工場見学等）、②試作品製造・共同開発等、③製造委託・製造販売・請負販売等、④特許出願・知的財産権の無償譲渡・無償実施許諾、⑤（第3者との間に生じる）知財訴訟等のリスク転嫁の5つの項目に分類され問題事例やあるべき姿が示されている。

これらをみると、特に下請取引に特徴的なこととして、ノウハウとしての金型設計図面の重要性が強調されること、具体的行為としては、委託契約締結をちらつかせて技術資料などのノウハウの悪質な取得行為、成果物が委託者との取引の過程で得られたことや委託者の費用負担により作成されたことなどを理由として親会社が一方的帰属

や出願制限・共同出願を求める行為、不平等な開示義務や低廉な価格でのノウハウ譲渡・無償ライセンスの強要について合意を強制して悪用する行為があげられる。

なお、上記の行為については、紹介した3法による対応が可能となり得る。しかし、下請法運用基準や優越ガイドラインに明記されているのは、営業秘密であるノウハウの開示等を強要される、ノウハウが含まれる設計図面などを買いたたかれるなど限定的である。今後の検討を通じてガイドラインの記述が更に充実されることが期待される。また、救済措置としては、金銭的な補償としての救済が主となる。そのため、知的財産を取り戻し、将来的に、下請事業者の他の事業展開につなげるといったことは難しいのではないかとの懸念は残る。

(2) 知的財産法制度との関係

上記(1)に述べた行為には、知的財産法違反としての対応が可能となる行為も含まれる。

例えば、秘密保持契約や信義則に反するノウハウの無断使用などは、不正競争防止法の営業秘密侵害行為に該当し、民事的措置のみならず刑事的措置の対象ともなり得る。法の救済を受けるためには、法令に基づく営業秘密として管理するとともに、適正な秘密保持契約の締結など契約上の手当が重要となる。

また、共同研究を実施した場合に、親会社が勝手に（又は契約に違反して）大企業名で単独出願をし、特許権を取得した事例については、2011年法改正により新たに創設された特許権の移転の特例（特許法74条）により救済できる可能性がある。冒認出願又は共同出願違反の場合に、その特許権の移転を請求できる制度である。同法改正前から、冒認出願であっても、特許出願を拒絶又は無効にすることは可能であったが、そのことのみでは真の権利者の十分に損害を回復できないため導入されたものであり、知的財産取引適正化の救済の場面で重要な条文となる。ただし、親会社の知財の帰属に関する意向によりやむなく契約を締結した場合などには、冒認とはいきれず、仮に独禁法や下請法などに違反する行為があったとしてもただちに契約自体が無効となるものではない点⁽¹⁸⁾には留意が必要となる。

また、2019年の訴訟手続面での特許法改正（中立的な技術専門家が現地調査を行う査証制度の導入など）は、下請企業の知的財産係争を支援する効果を有する。

3. 2 知的財産推進計画における取り扱い

知的財産取引適正化については、国の知的財産政策の基本方針である、「知的財産推進計画」においても、2021年以降、中小企業やスタートアップに向けた施策の重要性に言及されている。

具体的には、振興法の「知的財産取引に関するガイドライン」や「契約書のひな形」の普及・活用を促進することや、知的財産取引問題に専門的に対応するために創設された「知財Gメン」⁽¹⁹⁾による実態把握や、収集した問題事例について「知的財産アドバイザリーボード」を開催し親事業者への指導・助言を強化することが記載されている。基本的には、知的財産関係者が主体となるものではなく、中小企業施策の中で検討された施策と連携して実施されるものとなっている。

2025年の計画をみると、施策の方向性の中に、上記に加え公取委による実態調査の結果を踏まえた独禁法の指針の作成と徹底遵守、パートナーシップ構築宣言等を通じた知的財産取引に関するガイドラインの遵守に加え、コンテンツ分野ではフリーランスを対象とした下請関連法に関連する記述もみられる。

3. 3 特許庁等知財関係者の取組み

2019年9月の公取委の実態調査結果公表以降、表2のとおり関係省庁などにおいて、知的財産取引適正化に資するさまざまな取り組みが加速化している。

具体的には、知財Gメンによるヒアリングや相談窓口を活用した実態の把握強化、下請かけこみ寺と知財総合支援窓口との関係組織連携強化、知的財産アドバイザリーボードによる法執行に向けた体制強化、未然防止に向けた契約書ひな形などの提示、普及や意識啓発のための関連省庁による体制強化などがあげられる。

その中には、知的財産官庁である特許庁が主導した「知財活用アクションプラン」や「知財経営支援ネットワー

ク」を活用した動きも含まれる。また、INPIT の IPePlat（知財学習の e ラーニングサービス）のビジネス（基礎）の中に、「知的財産取引の適正化について」のコースが盛り込まれていることや、2020 年 6 月の「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書」が公表されていることなども、知財政策が主体として知的財産取引適正化に取り組んでいる関連施策事例といえよう。

図表 2 最近（2019 年以降）の知的財産取引適正化関連の主な流れ

2019.6 製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書公表<公取委>
2020.5 パートナー構築宣言への「知的財産・ノウハウ」項目の明記<内閣府・中小企業庁>
2021.3 知的財産取引のガイドライン・契約書ひな形公表<中小企業庁知的財産取引検討会> 下請振興法「振興基準」の改正 *知的財産取引適正化が初めて明記 →知財推進計画 2021 にて問題提起
2021.12 知財活用アクションプラン<特許庁・INPIT・産業技術政策局・中小企業庁> *下請かけこみ寺と知財総合支援窓口の連携について記載 →2022.2 INPIT と公益財団法人全国中小企業振興協会との連携協定締結
2022.2 取引適正化に向けた 5 つの取組<中小企業庁> *知財 G メン創設、知財アドバイザリーボード開催が記載
2022.3 スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針改定<公正取引委員会・経済産業省>
2022.7 下請振興法「振興基準」の改正<公取委・中小企業庁> *下請企業の秘密情報の提供・開示を求めないことを追記し、知財ガイドラインの引用形式に変更
2023.5 知財活用アクションプラン改定版<特許庁・INPIT・産業技術政策局・中小企業庁> *知財 G メンと知財総合支援窓口間の問題事例の情報共有体制整備が追加
2023.12 パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ<内閣官房等> *大企業とスタートアップの取引に関する調査の実施と厳正な対応が記載
2024.10 知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形改正<中小企業庁> *第三者との間に生じる知財訴訟等のリスクの転嫁行為関連の内容の充実
2024.12 企業取引研究会報告書<公正取引委員会、中小企業庁> *下請法・下請振興法の改正、知財は実態調査を実施しガイドライン見直しの検討を提言 知財経営支援ネットワーク強化<特許庁、INPIT、日本弁理士会、日本商工会議所に加え新たに中小企業庁が参加> *知財侵害抑止に向けた実態把握の強化などが追加
2025.5 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案が成立

4. 今後の検討に向けて

本テーマに関する産業界のニーズとしては、東京商工会議所の要望（国の中小企業対策に関する重点要望 2024.7.11)⁽²⁰⁾がある。知的財産取引に関しては、公正な取引環境の整備における主要な要望事項として、法改正（下請法の親会社の禁止行為（4 条）への「不当な知財取引」を追加など）、ガイドライン・契約書のひな形の普及・啓発と中小企業に対する専門家相談・派遣制度の創設、特許庁・中小企業庁・公取委が連携した「知財侵害抑止の強化パッケージ（仮称）」の策定が盛り込まれている。

うち、3 点目の強化パッケージについては、日本商工会議所の企業取引研究会資料（2024.10）において、知財侵害の実態に関する定期的調査、実態調査後の企業名の公表、知財侵害抑止に資する指針の作成というより具体的な要望内容が記載されている。

以上の点も踏まえて、知財政策の視点からの今後の対応のあり方について検討する。

4. 1 知財政策からみた知的財産取引適正化

知的財産政策の視点からみると、知的財産取引適正化は主たる関心事項となっていなかった印象がある。しかし、本問題に関する者は、従来の知財施策の関係者から広がっているため、知的財産の普及や裾野拡大に資する可能性を秘めている。そのため、知財関係者としても、より積極的にこの問題に取り組むことが重要である。さらに以下の 2 点からも、知財政策の観点から意義を有していると考える。

第 1 に、中小企業施策関係者との「双方向性」が実現することである。取引適正化を巡る問題は、中小企業・支援者・施策担当者などに、取引適正化以外の分野でも知財の重要性の認識を高める上で、極めて有効な機会とな

る。取引適正化を契機にこれまで知財意識の薄かった下請企業や中小企業関係者を知財の世界に取り込むことが期待できる。さらに、パートナーシップ構築宣言には、取引適正化の重点5課題として、「知的財産・ノウハウ」が明記されており、宣言を行う親事業者の知財担当者以外の者への意識を高める一助ともなる。

一方で、知財関係者においては、取引適正化のみならず中小企業施策全般への関心を高めることができる。また、知財関係者が取引適正化などの知識を習得し、業務の幅の拡大につなげることも期待できる。例えば、下請かけこみ寺の指導員向け知財研修への協力など業務の拡大も期待できる。INPITを通じた講師派遣やYouTubeでの経営指導員向けコンテンツの提供⁽²¹⁾などもその一例といえよう。

なお、日本商工会議所の調査によれば、取引適正化関連施策についての認知度がまだ低いことも事実であり、両施策関係者が協力して普及を進めていくことも重要である。

第2に、知的財産分野で不足している行政機関によるエンフォースメントを補強できるといった利点がある。

取引適正化の視点からの契約書のひな形が示されているが、中小企業施策や独禁法体系の中で提示されることは、法体系の一環と位置づけられることで、拘束的な色彩が強まる。下請取引関係で多くのひな形や基準を確立し、下請関係に限らず全ての中小企業が関与する契約全体にも、同ひな形や基準のエッセンスが全ての知的財産取引のスタンダードとなっていくことが望まれる。法改正により地方公共団体が、パートナーシップ宣言を行うよう親事業者に働きかける活動が増加することも見込まれることから、その機会を活用して契約書のひな形の普及が進むことを強く期待している。

4. 2 知財関係者における今後の検討事項

知的財産取引適正化については、企業取引研究会の報告書を踏まえ、今後製造業に限らず中小企業に対する実態調査が行われることとなっている。知財関係者が、調査結果を踏まえ、独禁法や下請法の基準改正の議論に積極的に参画することのみならず、知財制度や支援施策の中で検討すべき点がないかなどを検討する必要がある。その他にも以下の点からの取り組みも検討課題となるものと考える。

第1は、未然防止の視点からの活動強化の検討である。知的財産取引適正化に特化した独禁法・下請法や下請振興法を含む事例集やマニュアル・指針を作成・公表することが、重要ではないかと思われる。これは、関係省庁や各分野の専門家が協力して行うことにより有益なものとなる。内容の中には、下請け関係や知財関係でそれぞれ存在する裁判外紛争処理手続（ADR）の特徴や使い方なども提示され、知財専門家を含め現場で活用されることが望まれる。

第2は、親会社（委託事業者）対策である。下請関係での調査を実施した場合には、企業毎の取り組み状況（好事例と悪い事例を含む。）を公表することで、全体の取り組みの底上げを図っているケースがある⁽²²⁾。知財制度のユーザーでもある親事業者に対して、知財担当省庁が取り組みの進んでいない企業名を公表するといった手法を用いることには難しい面もある。しかし、下請事業者に対して知財面での好事例を実施している企業を公表・表彰する、例えば、既存の官庁や民間団体などの知財表彰制度の枠組みの中での表彰部門を創設することは可能であろう。

第3は、知財関連相談窓口における相談時の対応強化である。知財関連相談窓口から下請かけこみ寺に取り次ぐといった個別事案解決に向けた連携方法も重要であるが、知財関連相談窓口の専門家にも一定のアドバイスができるよう関連の知見を有しておくことは重要である。また、下請法の執行の前提ともなる不正競争防止法による法的保護も意識したノウハウ管理強化などの支援は知財関連相談窓口や知財専門家が担う必要もある。また実態調査の事例なども参考にした上で、同様の下請法関連事案が生じないよう「不利な契約締結による損害の未然防止」なども重要となる。なお、支援の中には、知的財産を譲渡する場合の適正な対価の考え方や親事業者などが勝手に出願をしていないかなどの知財情報を定期的にチェックする手法のアドバイスも含まれよう。

5. おわりに

本問題に関しては海外の動向の把握も残された課題である。優越的地位濫用規制に関し「EUなどにおける搾取型濫用規制との比較研究などを充実させ、より高次元における政策論争につなげていく」ことが有意義であるとの

指摘もある⁽²³⁾。産業構造や企業構造が異なる中で、海外の制度が我が国の制度や運用に及ぼす影響は必ずしも大きくはないものの、海外展開を行っている日本の大企業にとっては、現地の中小企業との関係を考える上で、日本の中小企業においては海外での自社のノウハウなど搾取を防止する上で、重要な情報ではないかと考える。

最後に、改めて、知的財産取引適正化の問題は、中小企業関係者が知財を知り、知財関係者が下請関係法など中小企業施策を知るよい機会であり、「双方向」での理解増進や協力の拡大することを強く期待している。

本稿の内容については、筆者が所属する組織の見解等とは関連がなく、あくまでも筆者の文責によるものである。

(注)

- (1)長瀬哲也、優越的地位濫用規制と下請法の解説と分析（第4版）、pp.4（2021）、商事法務
- (2)優越的地位に該当するか否かの判断については、公取委はガイドラインや審決の中で、「甲が取引先である乙に対して優越的な地位にあるとは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合である。」とされており、各種考慮要素不利益行為の経緯や態様等）を総合的判断して認定される。
- (3)これまで優越的地位の濫用が認定された事例では、コンビニのフランチャイザーが、納入業者またはフランチャイジーに不当な経済的な利益の提供を求めるといった、1vs多数の関係性の事案が多い。この場合には、公取委に申し出た事業者が不明確となり、その後取引上の不利益を受けるリスクも小さい。
- (4)2022年の公取委の調査（スタートアップを巡る取引に関する調査）では、客観的な資料により問題につながるおそれのある事項の情報が得られたものの、11社が連携事業者等への接触を控えることを希望し、具体的な懸念事項の文書を送付しなかった。これは文書を送付できた8社よりも多い数字であることからも、特に、不当な知的財産取引の分野は相手方が特定されやすく問題提起が困難であるとの傍証ともなる。
- (5)鎌田明、はじめて学ぶ下請法－下請法の目的と概要、NBL、No.1075、pp.4-15（2016）を参照した。
- (6)11の禁止行為とは、①受領拒否、②下請代金の支払遅延、③下請代金の減額、④返品、⑤買いたたき、⑥購入強制・利用強制、⑦報復措置、⑧有料支給原材料の早期決済、⑨割引困難な手形の交付、⑩不当な経済上の利益の提供要請、⑪不当な給付内容の変更及びやり直しである。
- (7)以前は、勧告に従わなかった場合にのみ、一種の社会的制裁として公表することとしていたが、2003年下請法改正により2004年4月以降は全ての勧告について公表する運用となっている。長瀬・前掲1)、pp.477
- (8)下請法事件の端緒としては、①中小事業者からの申告、②書面調査、③親会社からの自発的申出④中小企業庁長官からの措置請求（法6条）があげられる。
- 鎌田明、下請法の実務（第4版）、pp.188-190（2017）、公正取引協会
- (9)2024年度実績では、下請事業者33万社に対しては任意調査として、親会社9万社には法9条1項に基づく報告徵収として実施されている。
- (10)2022年に公取委・中小企業庁は匿名の情報提供ができる「違反行為情報提供フォーム」を立上げ、2024年には876件の情報が寄せられるなど、様々な情報収集ツールを充実させている。
- (11)パートナーシップ構築宣言を行った事業者に対しては、ロゴマークの使用や、一部補助金の加点措置などのメリットがある。
<https://www.biz-partnership.jp/>
- (12)公取委、「『優越的地位の濫用に対する考え方』（原案）に対する意見の概要とこれに対する考え方」（H22.11.30公取委）、pp.1
- (13)具体的には、Q19（知的財産権の譲渡）、Q20（3条書面における知的財産権の取扱い）、Q48（不採用デザインの知的財産権）の項目に記載されている。https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html
- (14)知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html
- (15)企業取引研究会
<https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/kigyoutorihiki/>
- (16)2025法改正関係資料
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_toritekiseiritsu.html
- (17)日本商工会議所資料（企業取引研究会提出2024）
https://www.jftc.go.jp/file/02_nisshosiryo_4.pdf
- (18)最高裁判例では、独禁法19条に違反する契約に関する私法上の効力について、「直ちに無効と介すべきではない」と判示され、

民法 90 条の公序良俗に反するか否かで判断されることとなる（磯村保、独禁法に違反する契約の私法上の効力～岐阜商工信用組合事件、経済法判例・審決百選（第 2 版）、pp.244-245（2017））。なお、下請法については、下級審判例のケースをみると、下請法の趣旨に照らして、不当性の強い場合に限り、公序良俗に反するものと判断されているようである。

(19) 従前から中小企業に配置されていた下請 G メン（取引調査員）に加え、2022 年に知的財産取引関連に特化してヒアリングを実施し問題事例などをとりまとめる専門チームが創設された。

(21) 東京商工会議所要望書（2024）
<https://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1203538>

(22) INPIT Channel（YouTube）
<https://www.youtube.com/watch?v=NwMGeNXG0Jc&t=3s>

(23) 個別企業の対応状況を公開している事例として、例えば以下がある。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202409/result_02.pdf

(24) 白石忠志、独禁法講義（第 10 版）、有斐閣、pp.206（2023）

* 上記以外の参考文献
内田清人・石井宗・大東康雄・藪内俊輔・池田毅編、下請法の法律相談、青林書院、（2022）

* 脚注すべての HP の参照日：2025 年 6 月 19 日

（原稿受領 2025.6.23）